○外務省令第五号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第五条第四項の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「法第十条第四項及び」を削る。

第五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五条第四項の外務省令で定める事項は、本籍の都道府県名、生年月日及び性別とする。

第七条第四項中「、法第十条第四項」及び「、記載事項の訂正」を削る。

第九条を次のように改める。

（記載事項の変更）

第九条　法第五条第四項の一般旅券発給申請書は別記第十一号様式による一通とする。

別記第五号様式、別記第七号様式、別記第八号様式及び別記第十一号様式を次のように改める。

（平成二十六年三月改正）

一　般　旅　券　受　領　証

平成　　年　　月　　日

殿

旅券受領者署名

（署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。）

申請した内容と相違ないことを確認の上、下記一般旅券を受領しました。

1. 旅券名義人氏名

2. 旅 券 番 号

3. 種 類（該当箇所に丸印をつけること）

イ. 有効期間が10年の一般旅券

ロ. 有効期間が5年の一般旅券

ハ. 有効期間を返納旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券

ニ. 上記イ～ハ以外の一般旅券

注意　紛失一般旅券等届出書を提出された場合、届け出た旅券は失効します。再び当該旅券を発見しても使用はできません。

（別記第5号様式）

用紙の大きさはA4
（用紙下3cmは空白とすること）